

---

## 第2章

# 地域の皆様にご協力をお願いしたいこと

## 6. 地域の皆様にご協力をお願いしたいこと

---

- ①同意者リストやわたしの避難計画の内容の確認
- ②土砂災害や洪水のおそれがある時の避難の声かけ
- ③大規模地震が発生した時の安否確認
- ④指定避難所での要支援者への配慮

## 7. 土砂災害、洪水の場合の「避難の声かけ」の方法

---

### ●警戒レベル2

台風が近づいていることや避難準備を行うなど**可能な範囲で「避難準備の声かけ」**をお願いします。

※声かけの方法は、訪問だけでなく、電話や既読ができるSNS等での声かけもあります。

### ●警戒レベル3（高齢者等避難）の発令

**「避難開始の声かけ」**をお願いします。

※避難の声かけで説明・確認いただきたいのは次の2点です。

説明：警戒レベル3（高齢者等避難）が発令されていること

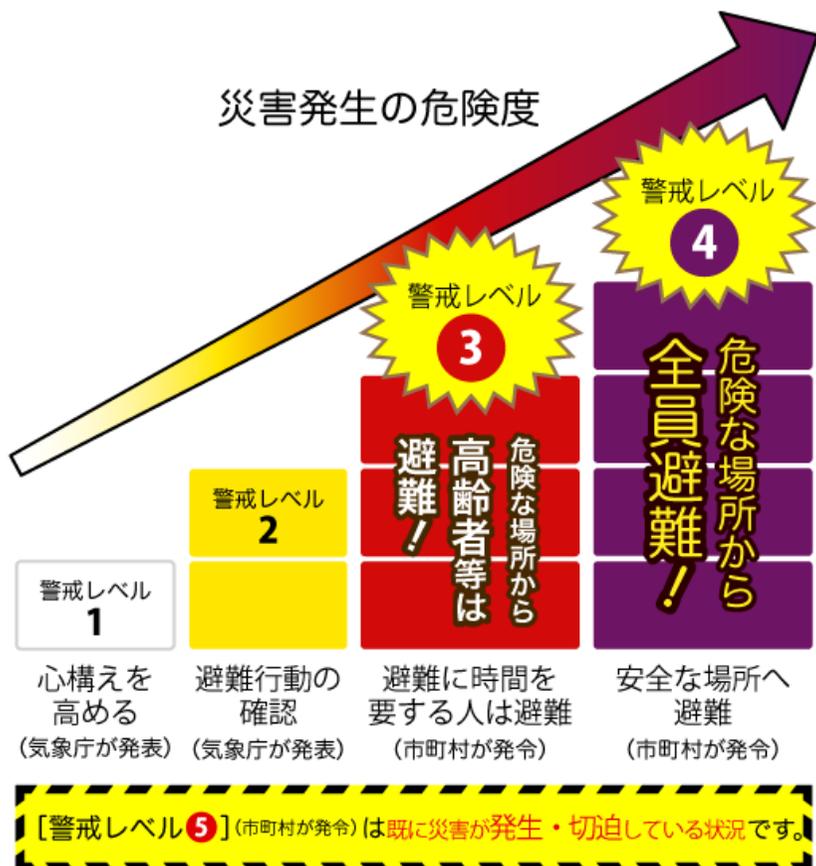
確認：わたしの避難計画に沿って避難できるか

（自力で避難できない場合は、ご家族等に連絡するよう助言）

### ●警戒レベル4（避難指示）の発令

支援者を含む地域のすべての人は直ちに避難を開始してください。

## 8. 避難行動支援（避難の声かけ）のタイミング



警戒レベル3（高齢者等避難）が発令

対象者に「避難の声かけ」

対象者が避難先に移動（避難）

警戒レベル4（避難指示）が発令されたら、  
支援者を含むすべての人は  
避難を開始してください

## 9. 大規模地震が発生したときの「安否確認」の手順

震度 5 強  
以上の  
地震発生

全員  
安全確保



▶ 地域で安否確認

住民の安否を確認

大丈夫  
でしたか



無事  
です

▶ 校区ごとにとりまとめ

校区ごとに安否確認結果を  
整理



緊急対応が必要な方  
の情報を校区ごとにとり  
まとめ、市職員に伝達



## 10. 地震の被災により「緊急対応が必要な人」を見つける 安否確認の方法

---

- 発災後30分程度したら、地域の一時集合場所に集まり、安否を確認します。

- 安否確認で確認いただきたい項目は次の3点です。

Q1：介助できる人が傍にいるか

Q2：自宅で住み続けられそうか（住家が全半壊、全半焼していないか）

Q3：医療を継続するために、3日以内に対応が必要なことがあるか

- 校区まちづくり協議会の担当者は医療や福祉等につなぐ必要がある「緊急対応が必要な人」の情報を、同意者リストに記入し、市担当者に報告してください。

# 11. 同意者リストとわたしの避難計画の管理方法

---

## 1. 管理責任者の決定

- ・同意者リストとわたしの避難計画を受領するため、同意者リストの管理責任者を決めます。

## 2. 管理場所の決定

- ・受領した同意者リストとわたしの避難計画を管理する場所を決めます。（施錠保管）

## 3. 秘密保持義務

- ・同意者リスト及びわたしの避難計画を閲覧する人は、秘密保持義務（災害対策基本法第49条の13）があります。

※万が一、紛失した場合には、速やかに八尾市へ報告してください。

※同意者リストは、八尾市への事前届によりコピー可とします。

その際は、八尾市がコピーガード用紙にて必要な数のコピーを行います。

## 12. 同意者リストとわたしの避難計画の受領の流れ

---

### 1. 健康福祉部→地域拠点（7月21日）

- ・同意者リストとわたしの避難計画を配布

### 2. 地域拠点→まち協（7月22日～）

- ・同意者リストとわたしの避難の計画の受領

※受領するまち協の代表者は「受領書兼確認書」の提出をお願いします。

※受領はまち協に行ってくださいが、活用や保管は自治振や民協などのまち協の構成団体でも可能です。地域の実情に応じて、決定してください。

#### 保管場所の例

コミセン等の地域活動室、地区集会所、備蓄倉庫、代表者自宅など

※施錠保管をお願いします。